

おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書確認書について

通常、紙おむつ等の費用は医療費控除の対象になりませんが、傷病等のため概ね 6 ヶ月以上寝たきりで医師からおむつの使用が必要と認められた人は、確定申告の際におむつの費用について医師が発行する「**おむつ使用証明書**」と「おむつ代の領収書」を添付することで、医療費控除を受けることができます。

控除を受けるのが 2 年目以降である場合、以下の要件を満たす人は美祢市が発行する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書確認書」を「**おむつ使用証明書**」の代わりとすることができます。

< 要件 >

「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書確認書」を申請できるのはおむつ代についての医療費控除を受けるのが 2 年目以降で以下の要件をすべて満たす人です。

1. 控除を受けようとする年の 12 月 31 日時点で、要介護認定者（要介護度 1～5）であること。

2. 市で保有する介護保険認定資料「主治医意見書」において、以下のすべてが確認できること。

(1) 意見書の作成日が、おむつを使用した当該年（認定期間が 13 ヶ月以上の人はその認定期間内）であること。

(2) 「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が「B1 から C2」であること。

(3) 尿失禁の発生可能性が「あり」となっていること。

認定の基準日は控除を受けようとする年の 12 月 31 日時点になりますので、年明け以降に申請してください。（死亡の場合は除きます。）